

【屋外運動施設】感染拡大予防対策を講じた再開方針

令和2年 5月27日策定

令和2年 6月22日改訂 7月10日改訂 11月10日改訂

令和3年 4月19日改訂 令和4年 1月26日改訂 3月22日改訂 6月1日改訂

令和5年 2月21日改訂 3月13日改訂

政府や山梨県が示した感染拡大予防ガイドライン等に基づき、本再開方針を作成し、当該施設の運営・管理（令和3年12月1日～再開）を行います。新型コロナウイルス感染症の状況から判断することから、実施終了日は未定であり、予告なく再開方針の緩和や解除または延長及び解除後にも感染拡大が認められた場合には改めて制限を設ける可能性がありますので、ご承知おきください。利用を検討される際には、最新情報をお問合わせください。感染症への対応上、施設予約後においても使用を制限させていただく可能性がありますので、ご了解いただいた上で申請のご検討をお願い致します。

○ 該当施設（7施設）

- ・釜無工業団地公園グラウンド・押原中学校、押原小学校、西条小学校、常永小学校グラウンド・釜無、常永テニスコート

※押原小学校グラウンドの一般開放は従前から行っていません。

○ 利用上留意事項

- ※1 施設利用は、原則、運動に供する使用方法に限る。
- ※2 学校関連行事等(スポーツ少年団、子ども園、学校行事、部活動等)の場合には、当該主催者と別途協議。
- ※3 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく非常事態宣言やまん延防止等重点措置対象地域からの利用者がある場合には、山梨県及び対象自治体発出の方針等を確認しながら申請を受付させていただきます。また、山梨県が発出する臨時特別協力要請及び緊急特別協力要請等についても遵守をお願いします。

A 管理者側の対策

- ・外水道へ石鹸の配置、整備用具等の清掃（随時）

B 利用者への制限・順守を求める事項

- ・利用前に体調確認を行い、発熱、咳、のどの痛み、だるさ（倦怠感）、息苦しさ、嗅覚や味覚の異常などの症状や体調が優れない場合など少しでも体調が悪い場合には、利用を控えてください。
- ・家族や同居者または新型コロナウイルス感染症の症状と思われる方と接触をした可能性がある場合には利用、来館を控えてください
- ・利用の際には、飛沫感染や接触感染につながる行為、若しくはそれらのリスクにつながる行為はとらないようにご協力をお願いします。

- ・利用時の基本的感染拡大予防対策や3つの密（密閉、密集、密接）回避などの対策をお願いします
- ・マスクの着用は個人の判断にお任せします。飛沫感染対策などが必要な場合においてはご配慮をお願いします。
- ・各競技団体にて示されている感染拡大予防対策ガイドラインに準じての行動もお願いします。示されていない団体については、感染拡大予防対策や指針について情報を収集し、感染拡大予防対策についてご配慮をお願いします。
- ・利用責任者は、氏名、住所、連絡先を控え1週間程度保管をお願いします。
 ※利用者名簿様式（様式1）の用意がありますので、必要な場合には、お申し出ください。
 ※保健所の指示などで利用者名簿の提出を求める場合があります。
- ・利用時間内に入場、準備、片付け、清掃を行い退出をお願いします
- ・各小学校グラウンドのトイレを使用した場合には、トイレの消毒、清掃を依頼
 ※日中は、児童、生徒が使用するので十分な配慮、対応をお願いします。
- ・共用品については、利用後に消毒など感染拡大予防対策などご配慮をお願いします。
- ・鍵返却時には利用チェックリスト表（様式2）の提出を必ずお願いします
- ・新型コロナウイルス感染症の対応上、施設予約許可後も使用を制限させていただく可能性がありますので、ご了解いただいた上で申請を行ってください。
- ・上記の内容を順守いただけないような場合には、感染拡大の危険があると判断せざるを得ず、各施設管理運営規則に基づき使用（利用）の拒否、許可の取消を行う場合があることを承知いただく中での申請行為及び許可を受けるものと管理者側では認識し、利用者側には理解いただいたものとします。
- ・感染拡大防止対策にご理解、ご配慮いただける団体や個人の皆様に貸出をさせていただきます。ご理解、ご協力をお願い致します。